

民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

今般、上記を踏まえ、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の一部改正を行ったところです。改正法による改正事項のうち、請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等及び監理技術者等の専任義務の合理化等の事項については、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 6 年政令第 365 号）により、本日令和 6 年 12 月 13 日から施行されることとされました。

今般、これらの事項の運用の詳細等について、関係政省令や各ガイドライン等により下記のとおり定めたため通知します。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、適切な対応を図られますようお願いいたします。特に、建設工事の受発注者はパートナーの関係にあるという基本認識の下、その相互のコミュニケーションを促すために、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知など、契約変更協議の円滑化に関する措置を設けたところであり、その実効性の確保のためにも、発注者のご理解と適切な対応をお願いいたします。

また、貴団体傘下の事業者等に対しても、その旨周知をお願いいたします。

記

一 建設業法の一部改正関係

(1) 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第 19 条第 1 項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、「価格等^{※1}の変動又は変更^{※2}に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」を書面に記載しなければならないこととされた。

※1 物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。

※2 「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

当該定めの内容としては、「(注文者及び受注者が)協議して定める」とするほか、例えば、注文者及び受注者双方の合意の下、「(注文者及び受注者が)協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられ、その旨「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（以下「建設業法令遵守ガイドライン」という。）で明確化した。

一方で、当該定めの内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、本項に違反するため、上記同様にその旨建設業法令遵守ガイドラインで明確化した。

(2) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第 20 条の 2 関係）

(i) 建設業者からのおそれ情報の通知

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下「根拠情報」という。）と併せて通知しなければならないこととされた。

そこで、上記事象が発生するおそれがある旨の情報（以下「おそれ情報」という。）については、建設業法第 19 条第 1 項第 7 号又は第 8 号における定めによる協議の対象になる事象のうち、受注予定者の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関する

る情報であり、注文者に契約前に通知することで注文者に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化することとなる内容であるべきであることから、同法第 20 条の 2 第 2 項の委任を受けた建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 14 第 2 項において、以下のとおり定めることとした。

- ①主要^{※3}な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

※3 「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

また、根拠情報としては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、

- ・メディア記事
- ・資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料

上記を準備することが困難である場合には、

- ・下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料

等に裏付けられたものを用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き注文者が真偽を確認することが困難である情報は除かれる旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

なお、規則第 13 条の 15 に基づき、これらの情報を通知する際には書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うものとするとともに、建設業法令遵守ガイドラインで定めるとおり、注文者も当該情報を確認したということを記録するために、注文者及び受注者双方が見積書と共に当該情報を記載した書面又はメール等を保存しておくことが望ましいものとした。

<公共工事における通知の方法とその取り扱いについて>

建設業法令遵守ガイドラインで補足するとおり、公共工事においては、おそれ情報は落札者決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に通知すべきものとする事とした。

なお、公共工事において、当該情報は参考とする情報として取り扱われるものである。すなわち、入札自体は発注者が示す条件に沿って行われるものであるため、当該情報が予定価格を含む入札の条件や請負代金を含む契約

(変更契約を含む。)の内容に影響を与えるものではないことに留意が必要である。また、当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であることに留意が必要である。

(ii) 通知された事象の発生による契約変更協議

おそれ情報の通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされたところである。

すなわち、受注者から申し出られた契約の変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について注文者及び受注者の間で十分に協議を行うため、注文者はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について受注者に説明する必要がある。したがって、受注者から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に受注者の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に注文者の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める同条第4項の趣旨に反するものである旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

(iii) その他の場合における契約変更協議

(i)の通知をしていない場合においても、受注者から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があったときは、工期や請負代金の額の変更について、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、通知していた場合に準じて誠実に対応する必要がある。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後

に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、あらかじめ発注者にその旨を通知しておくことが望ましい旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

<公共工事における契約変更の取り扱いについて>

公共工事においては、設計図書と工事施工環境の乖離等について疑念があればあらかじめ「仕様書等に対する質問書」等の質問の機会において発注者に対し質問しておき、契約後は、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものである。このため、公共工事の発注者は、当該質問の機会を設けることとともに、適切に設計変更等の協議をすべきである。

また、公共工事においては、改正法による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 13 条第 2 項により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号。以下「入契法施行規則」という。）第 1 条に規定する事象が発生した場合に受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、その公共工事を発注した各省各庁の長等は誠実に協議に応じなければならないとされている。これらの協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であり、建設業法及び入契法の趣旨も踏まえて当該請負契約等に基づく対応を適切に行うことをもって、誠実な協議とされるものである。

(3) 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第 25 条の 27 第 2 項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

(4) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第 25 条の 28 関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

当該指針は、とりわけ、大規模工事を担い多数の下請業者との取引を伴う特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事における工事受注者を主な対象として、元請・下請間の書類等のやり取りの合理化、CCUSや建退共電子申請方式の積極的活用、電子契約等の積極的活用といったいわゆるバックオフィスに関するICT活用に関して講ずべき措置や、ドローンやウェアラブルカメラといったICTについて、建設現場において効果的に活用するにあたり留意すべきポイント等について記載するものである。

他方、建設業のICT化のためには、受注者のみならず、発注者・工事監理者・設計者等、工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠であり、これらの者においても、本指針を参考に、ICT活用に係る環境整備等の一層の推進を図るべきであるとされた。

更に、公共発注者については、電子入札やASPの活用、書類の簡素化に係る取組について一層取り組むこととされた。特に、ASPについては、ASPを導入しているにもかかわらず不要に紙資料の併用を求めることは、メリットを低減させるだけでなく、かえって負担を増加させることとなるため、行わないよう留意すべきであること、ASPを導入した場合でも、「ワンデレスポンス」の確実な実施を併せて行うことなどが記載された。

そして、民間発注者については、ICT活用の重要性を理解し、本指針の趣旨を踏まえ、公共発注者と同様取組を進めることが重要であるとされた。

(5) 監理技術者等の専任義務の合理化（第26条第3項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない数の工事現場の間に限り、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた。

これに関し、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがない工事現場の数については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第29条において2としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第28条において1億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては2億円）とすることとした。

さらに、上記要件については、規則第17条の2及び第17条の3について以下のとおりとすることとした。

①建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法等の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（建設業法第26条第3項第1号ロ）

(1) 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現

場の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場から当該工事現場におおむね二時間以内に到着できるものであること。

- (2) (1)の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3以下であること。
- (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
- (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。
- (5) 建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）
 - ・当該建設業者の名称及び所在地
 - ・(1)の主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ・当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの法定外労働時間の見込み及び当該労働時間の実績
 - ・当該建設工事に係る次の事項
 - 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - 建設工事の内容
 - 当該建設工事の請負代金の額
 - (1)の移動時間
 - (2)の下請次数
 - (3)の者の氏名及び所属、実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - (4)の措置
 - ②の情報通信機器

②監理技術者等が各工事現場におけるその職務を情報通信技術の利用により行うため必要となる措置（第26条第3項第1号ハ）

①(1)の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

なお、①(4)の情報通信技術（CCUS等）や②の情報通信機器（スマートフォン等）等の具体的な運用にあたっての詳細や留意事項について、「監理技術者制度運用マニュアル」において規定することとした。

(6) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第 26 条の 5 関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事（当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事に限る。）について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等^{※4}が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない工事現場との間に限り、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた。

※4 建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

これに関し、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがない工事現場の数については、令第 34 条において 1 としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 33 条において 1 億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては 2 億円）とした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の 5 及び第 17 条の 6 において以下のとおりとした。

- ①当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（第 26 条の 5 第 3 号）
 - (1) 同一の営業所技術者又は特定営業所技術者を設置する営業所と建設工事の工事現場との距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該営業所が、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合におおむね二時間以内に到着できるものであること。
 - (2) (1)の営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が 3 以下であること。
 - (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
 - (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じていること。
 - (5) 工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）

- ・当該建設業者の名称及び所在地
- ・(1)の営業所技術者等の氏名及びこれらの者が置かれている営業所の名称
- ・(1)の営業所技術者等の1日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
- ・当該建設工事に係る次の事項
 - 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - 建設工事の内容
 - 当該建設工事の請負代金の額
 - (1)の移動時間
 - (2)の下請次数
 - (3)の者の氏名及び実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - (4)の措置
 - ②の情報通信機器

②営業所技術者等が営業所職務等を情報通信技術を利用して行うため必要となる措置（第26条の5第4号）

①(1)の営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(7) 国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、(2)の規定による通知又は協議の状況、(3)に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

これに関し、調査すべき事項として、規則第28条の2において以下のとおり定めることとした。

- ① 建設工事の請負契約の締結及び履行の状況^{※5}
- ② 建設業法第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況
- ③ 建設業法第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況

※5 ①については既に令和6年9月1日施行の規則において規定済み。

二 その他（改正法施行関係以外）

(1) 建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和7年2月1日施行）

下記の規定に定める金額について、令和4年度以降の建設工事費の高騰

に伴い、それぞれ以下のとおり見直すこととした。

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 (建設業法第3条第1項第2号、令第2条)	4,500万 (7,000万円 ^{※6})	5,000万円 (8,000万円 ^{※6})
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 (建設業法第24条の8第1項、令第7条の4)	4,500万円 (7,000万円 ^{※7})	5,000万円 (8,000万円 ^{※7})
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限 (建設業法第26条第3項、令第27条第1項)	4,000万円 (8,000万円 ^{※7})	4,500万円 (9,000万円 ^{※7})
特定専門工事 ^{※8} の対象となる建設工事の下請代金額の上限 (建設業法第26条の3第2項、令第30条第2項)	4,000万円	4,500万円

※6 建築工事業の場合

※7 建築一式工事の場合

※8 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

(2)「一」に掲げる以外の建設業法令遵守ガイドラインにおける主な改正内容について

建設業法第19条の5に規定される「著しく短い工期の禁止」の判断基準について、時間外労働規制に抵触する工期とした場合は建設業法上違反となり、また、「工期に関する基準」に照らして不適正に短く設定された工期とした場合は建設業法上違反となるおそれがある行為であるとして事例を追加することとした。

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（官報）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 公共工事における建設業法第20条の2第2項による通知の参考様式
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - （本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）
- 人員の配置を示す計画書（参考様式）（規則第17条の2第1項第5号、第17条の5第1項第5号関係）